

統計法施行令の一部を改正する政令 参照条文

○ ○	統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）	．．．．．
	統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	．．．．．

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第四条 基幹統計調査に関する事務のうち、別表第一の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第二の上欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の中欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の下欄に掲げる事務を行うこととし、別表第三の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県の教育委員会が同表の第三欄に掲げる事務を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を行うこととし、別表第四の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについてはそれぞれ同表の第二欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村長が同表の第五欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第六欄に掲げる事務を行うこととし、別表第五の第一欄に掲げる基幹統計に係るものについては同表の第二欄に掲げる当該事務の区分に応じ都道府県知事が同表の第三欄に掲げる事務を、都道府県の教育委員会が同表の第四欄に掲げる事務を、市町村の教育委員会が同表の第五欄に掲げる事務を行うこととする。

2 前項の規定により都道府県又は市町村が行うこととされている事務（統計調査員の設置に関する事務、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務並びにこれらの事務に付帯する事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第一項の規定により市町村が行うこととされている事務のうち、都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務、統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務並びに統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

別表第一（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県知事が行う事務	市町村長が行う事務
一 全ての産業分野における	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務	一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導

<p>事業所及び企業の活動からなる経済的及び全国的及び地域別に明らかとすることを目的とする基幹統計</p>	<p>報告義務者に関する事務</p>	<p>調査区（統計調査員が調査を担当すべき区域をいう。以下同じ。）に関する事務</p>	<p>調査票の配布、取集、審査等に関する事務</p>
<p>二 報告義務者を把握するための調査に関する事務</p>	<p>三 調査票（都道府県知事が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務 四 調査票（都道府県知事が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の取集に関する事務 五 市町村長に対する前号に規定する調査票（市町村長が審査すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の送付に関する事務 六 第四号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 七 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>三 調査票（都道府県知事が配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務 四 調査票（都道府県知事が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の取集に関する事務 五 市町村長に対する前号に規定する調査票（市町村長が審査すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の送付に関する事務 六 第四号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 七 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務 五 調査区の設定及び修正に関する事務 六 調査票（市町村長が配布すべきものとして総務省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務 七 調査票（市町村長が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）の取集に関する事務 八 前号及びこの項第三欄第五号に規定する調査票の審査に関する事務 九 前号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務 十 都道府県知事に対する第八号に規定する調査票の送付に関する事務</p>

<p>五 世帯の所得分布及び消費水準、構造等を全国的及</p>	<p>二、四（略）</p>	
<p>統計調査員に関する事務</p>	<p>（略）</p>	<p>その他の事務</p>
<p>一 統計調査員の設置に関する事務</p>	<p>（略）</p>	<p>八 総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに市町村長との連絡に関する事務 九 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 十二 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十三 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p>
<p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p>	<p>（略）</p>	<p>十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務 十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務 十四 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十五 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務 十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p> <p>一 都道府県知事に対する統計調査員（世帯員の収入及び支出の調査に係るものを除く。以下この項において同じ。）の候補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p>

び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計	報告義務者に関する事務	二 報告義務者（世帯員の収入及び支出の調査に係るものに限る。）の選定に関する事務	三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務 五 報告義務者（この項第三欄第二号に規定するものを除く。）の選定に関する事務
調査票の配布、取集、審査等に関する事務	三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の取集に関する事務 五 市町村長に対する調査票（世帯員の収入及び支出の調査に係るものを除く。この項第四欄第六号及び第七号において同じ。）の送付に関する事務 六 調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及び同号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 七 調査票への必要な事項の記入に関する事務	六 調査票の審査に関する事務 七 都道府県知事に対する調査票の送付に関する事務	
その他の事務	八 総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務 九 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務	八 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務 九 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十 市町村の区域における調査の広報に関する事務 十一 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告	

	六 十 一 （ 略 ）	十一 工業 の実態を 明らかに すること を目的と する基幹 統計		
	（略）	統計調査員に関する事 務	報告義務者に関する事 務	調査票の配布、収集、 審査等に関する事務
十二 総務大臣に対する調査に関する事務 の実施状況その他必要な事項の報告に関 する事務 十三 総務大臣に対する調査票その他関係 書類の提出に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する書類の 作成及び保管その他前各号に掲げる事務 に附帯する事務	（略）	一 統計調査員の設置に関する事務	二 報告義務者を把握するための調査に関 する事務	三 調査票（都道府県知事が配布すべきも のとして経済産業省令で定めるものに限 る。）の配布に関する事務 四 前号に規定する調査票の収集に関する 事務 五 市町村長に対する第三号に規定する調
十二 都道府県知事に対する関係書類の送 付に関する事務 十三 前各号に掲げる事務に関する書類の 作成及び保管その他前各号に掲げる事務 に附帯する事務	（略）	一 都道府県知事に対する統計調査員の候 補者の推薦に関する事務 二 統計調査員に対する調査実施上の指導 に関する事務 三 統計調査員の身分を示す証票の交付に 関する事務 四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関 する事務		五 この項第三欄第三号に規定する調査票 の審査に関する事務 六 市町村長が記入すべき事項として経済 産業大臣が定めるものの前号に規定する 調査票への記入に関する事務 七 都道府県知事に対する第五号に規定す

十二 商業の実態を	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務	一 都道府県知事に対する統計調査員の候補者の推薦に関する事務
	その他の事務	九 経済産業大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務 十 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十一 都道府県の区域における調査の広報に関する事務 十二 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務 十三 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十四 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務	八 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務 九 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 十 市町村の区域における調査の広報に関する事務 十一 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十二 都道府県知事に対する関係書類の送付に関する事務 十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務
		六 第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務 七 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務 八 法第十五条第一項の規定による立入検査等の結果及び都道府県知事が記入すべき事項として経済産業大臣が定めるものの調査票への記入に関する事務	る調査票の送付に関する事務

明らかに
すること
を目的と
する基幹
統計

<p>報告義務者に関する事務</p> <p>調査票の配布、取集、審査等に関する事務</p>		
<p>二 報告義務者を把握するための調査に関する事務</p> <p>三 調査票（都道府県知事が配布すべきものとして経済産業省令で定めるものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>四 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>五 市町村長に対する第三号に規定する調査票の送付に関する事務</p> <p>六 第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>七 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務</p> <p>八 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	<p>九 経済産業大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十一 都道府県の区域における調査の広報</p>	<p>二 統計調査員に対する調査実施上の指導に関する事務</p> <p>三 統計調査員の身分を示す証票の交付に関する事務</p> <p>四 統計調査員の報酬及び費用の交付に関する事務</p>
<p>その他の事務</p>	<p>五 この項第三欄第三号に規定する調査票の審査に関する事務</p> <p>六 都道府県知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務</p>	<p>七 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>八 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>九 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p>

		<p>に關する事務</p> <p>十二 市町村長の行う調査に關する事務の実施状況の把握に關する事務</p> <p>十三 經濟産業大臣に対する調査に關する事務の実施状況その他必要な事項の報告に關する事務</p> <p>十四 經濟産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に關する事務</p> <p>十五 前各号に掲げる事務に關する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帶する事務</p>	<p>する事務</p> <p>十 都道府県知事に対する調査に關する事務の実施状況その他必要な事項の報告に關する事務</p> <p>十一 都道府県知事に対する関係書類の送付に關する事務</p> <p>十二 前各号に掲げる事務に關する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帶する事務</p>
備考	<p>一 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求めるとする事項を事業所及び企業の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものをを行う場合における同項の規定の適用については、同項中「総務省令・經濟産業省令」とあるのは「総務省令」と、同項第三欄第八号中「総務大臣及び經濟産業大臣、他の都道府県知事並びに」とあるのは「総務大臣、他の都道府県知事及び」と、同項第十二号及び第十三号中「總務大臣及び經濟産業大臣」とあるのは「總務大臣」とする。</p> <p>二 一の項の規定の適用については、前号に規定する場合を除き、市町村長は、同項第四欄第五号及び第六号に掲げる事務は行わないものとする。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務(いづれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。)を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、總務省令で定めるところにより、同項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同項第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。</p> <p>七 第三号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合において、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は五の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果</p>		

知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならぬ。

八 (略)

別表第二(第四条関係)

基幹統計 一(三) (略)	事務の区分 (略)	都道府県知事が行う事務 (略)
四 製造業、卸売・小売業、飲食店又はサービス業を営む個人企業の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計	統計調査員に関する事務 報告義務者に関する事務 調査票の配布、収集、審査等に関する事務 その他の事務	一 統計調査員の設置に関する事務 二 報告義務者の選定に関する事務 三 調査票の配布に関する事務 四 調査票の収集に関する事務 五 調査票の審査に関する事務 六 調査票への必要な事項の記入に関する事務 七 総務大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 八 調査の広報に関する事務 九 総務大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十 総務大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十一 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

五十三 (略)	(略)	(略)
<p>備考</p> <p>一 四の項の適用については、都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、同項下欄第三号、第四号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該都道府県知事は、同欄第一号に掲げる事務は行わないものとする。</p> <p>二 前号の規定により都道府県知事がこの表に規定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該都道府県知事は、四の項上欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。</p>		

○統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（地方公共団体が処理する事務）

第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

（命令への委任）

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。